

# 申告フローチャート

市・県民税等の申告が必要となるか、確認してください。  
 なお、所得税の確定申告をされた方は、市・県民税等の申告は不要です。

「収入」と「所得」は別の意味を持ちます。「収入」金額とは、事業をされている方の場合には売上金額、会社等にお勤めされている方の場合には給与やボーナスの合計額のこと、いわゆる年収を指します。一方、「所得」金額とは収入金額から必要経費等を引いたものを指します。（給与と年金の所得の計算方法は6ページをご覧ください）

$$\text{収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額}$$

「申告が必要」に該当した方でも、**前年所得の合計額が38万円以下の方は申告不要**です。  
 ただし、国民健康保険に加入している方は**所得が無くても申告が必要**です。

【スタート】 → はい → いいえ

